

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
関東建設工業(株)	群馬県太田市飯田町 1 5 4 7 O T A スクエアビル 7 F	1 - 0 0 8 4 2 0

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可、「2 -」は茨城県知事許可、「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2．指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 2 6 日～令和 8 年 3 月 2 5 日（6 ヶ月間）

3．指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

4．事実概要

関東建設工業(株)の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和 7 年 6 月 19 日に逮捕された。

5．指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 9 号に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) <u>9 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。）。</u>	<u>逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上12ヶ月以内</u>

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（直通）